

## 山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)並びに山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年市条例第4号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第2条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬の事業(以下「一般廃棄物収集運搬業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分の事業(以下「一般廃棄物処分業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業許可証等の交付等)

第3条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に一般廃棄物収集運搬業許可証(別記様式第4号)を交付するものとする。

2 市長は、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の範囲の変更の許可をしたときは、その者に一般廃棄物処分業許可証(別記様式第5号)を交付するものとする。

3 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けた者は、変更後の前条第1項又は第2項の許可証(以下この項、次条、第6条第3項及び第7条並びに附則第3項においてこれらを「許可証」という。)の交付を受ける際に、変更前の許可証を市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)

第4条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、許可証を紛失し、汚損し、又は毀損したときは、その事由を付し、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請が許可証の汚損又は毀損によるものである場合にあっては、許可証を添付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出)

第5条 法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の廃止又は変更の届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(別記様式第7号)により行わなければならない。

(許可の取消し等)

第6条 法第7条の3の規定による一般廃棄物処理業の全部又は一部の停止の命令は、事業停止命令書(別記様式第8号)により行うものとする。

2 法第7条の4の規定による一般廃棄物処理業の許可の取消しは、許可取消通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

3 一般廃棄物処理業者は、その事業の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の返納)

第7条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証を直ちに市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 一般廃棄物処理業の許可を取り消されたとき。

(3) 合併、解散等により一般廃棄物処理業を廃止したとき。

(4) 許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を回復するに至ったとき。

(従事者の身分証の携帯)

第8条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の処理に従事する者(以下この条及び次条において「従事者」という。)に身分証を交付し、その従事者が業務に従事するときは、常に当該身分証を携帯させなければならない。

2 従事者は、関係者から請求があったときは、前項の身分証を提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業者等及び従事者の遵守事項)

第9条 一般廃棄物処理業者及び従事者は、法、政令、省令、条例及びこの規則に定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

(同業組合の設立等の届出)

第10条 一般廃棄物処理業者が同業の組合を設立したときは、設立後10日以内に、当該組合の規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

2 一般廃棄物処理業者は、前項の規定により届け出た組合の名称、規約、組合員名簿等に変更があったときは、その都度市長に届け出なければならない。

(実績報告書)

第11条 一般廃棄物処理業者は、毎月5日までに、前月の一般廃棄物処理業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法について、一般廃棄物処理業務実績報告書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設における処理の実績の報告)

第12条 法第8条第1項の許可を受けた者、法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者、法第9条の3の3第1項の規定による届出を行った一般廃棄物処理施設の設置者又は法第15条の2の5の規定による届出を行った産業廃棄物処理施設の設置者は、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該許可又は届出に係る施設における一般廃棄物の処理の実績について、一般廃棄物処理施設処理実績報告書(別記様式第11号)を市長に提出するものとする。

(再生利用産業廃棄物処理業者の指定の申請等)

第13条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用産業廃棄物処理業者の指定」という。)を受けようとする者は、再生利用産業廃棄物処理業者指定申請書(別記様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再生利用産業廃棄物処理業者の指定をしたときは、再生利用産業廃棄物処理業者指定証(別記様式第13号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 再生利用産業廃棄物処理業者の指定の有効期間は、5年とする。

4 再生利用産業廃棄物処理業者の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、当該再生利用産業廃棄物処理業者の指定の有効期間の満了後引き続き再生利用産業廃棄物処理業者の指定を受けようとするときは、再生利用産業廃棄物処理業者指定更新申請書(別記様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(再生利用産業廃棄物処理業の範囲の変更に係る承認の申請等)

第14条 指定業者は、再生利用産業廃棄物処理業者の指定に係る収集若しくは運搬又は処分の事業(以下「再生利用産業廃棄物処理業」という。)の範囲を変更しようとするとき(当該変更が再生利用産業廃棄物処理業の一部の廃止である場合を除く。)は、再生利用産業廃棄物処理業範囲変更承認申請書(別記様式第15号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、再生利用産業廃棄物処理業の範囲の変更を承認したときは、当該変更後の事業の範囲を記載した指定証を交付するものとする。

(指定業者の変更の届出等)

第15条 指定業者は、住所又は省令第10条の10第1項各号に掲げる事項を変更したときは、指定業者変更届出書(別記様式第16号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出が指定証の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更後の事項を記載した指定証を交付するものとする。

(再生利用産業廃棄物処理業の廃止の届出)

第16条 指定業者は、再生利用産業廃棄物処理業の全部を廃止したときは、再生利用産業廃棄物処理業廃止届出書(別記様式第17号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該再生利用産業廃棄物処理業者の指定に係る指定証を添付するものとする。

(指定証の再交付)

第17条 指定業者は、指定証を紛失し、汚損し、又は毀損したときは、その事由を付し、速やかに指定証再交付申請書(別記様式第18号)を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請が指定証の汚損又は毀損によるものである場合にあっては、指定証を添付するものとする。

(産業廃棄物処理業者等の許可に係る変更後の許可証の交付)

第18条 市長は、法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)から法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出があった場合において、当該届出が省令第

10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の許可証(以下この項及び次条においてこれらを「許可証」という。)の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更後の事項を記載した許可証を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第19条 産業廃棄物処理業者等は、許可証を紛失し、汚損し、又は毀損したときは、その事由を付し、速やかに許可証再交付申請書(別記様式第18号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請が許可証の汚損又は毀損によるものである場合にあっては、許可証を添付するものとする。

(特例措置による一般廃棄物処理施設の届出)

第20条 法第15条の2の5第1項の規定による届出に係る省令第12条の7の17第2項の届出書は、一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書(別記様式第19号)によるものとする。

2 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更(廃止)届出書(別記様式第20号)により行うものとする。

(産業廃棄物の処分等の報告)

第21条 法第18条第1項の規定により市長から報告を求められた事業者は、特に指示がある場合を除き、産業廃棄物処理状況報告書(別記様式第21号)を提出しなければならない。

(提出書類の部数)

第22条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年市規則第68号)による改正前の山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成8年市規則第25号。以下「改正前の廃棄物条例施行規則」という。)の規定により提出された一般廃棄物処理業に係る申請書その他の書類は、この規則の相当規定により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物条例施行規則第36条第1項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業許可証は第3条第1項の規定により交付された許可証と、改正前の廃棄物条例施行規則第36条第2項の規定により交付された一般廃棄物処分業許可証は第3条第2項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(令和元年12月13日規則第19号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第61号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第2条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書（新規・更新）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所  
氏名

（法人にあつては名称  
及び代表者氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業所の範囲 (廃棄物の種類)	
事業所及び事業場の所在地	事業所 電話番号 事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量	
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可(他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。)を有している場合にあつては、その許可番号	都道府県・市町村名	許可番号
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</li> <li>3 申請者が2に掲げる施設の所有権の有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を証する書類</li> <li>4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</li> <li>5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li> <li>6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類</li> <li>7 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類</li> <li>8 的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類</li> <li>9 従事者名簿</li> <li>10 その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち2、3、4及び5は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>	
備考	<p>※の欄は、記入しないこと。</p>	

※ 手数料欄

一部改正〔令和元年規則19号・3年61号〕  
様式第2号（第2条関係）

一般廃棄物処分業許可申請書（新規・更新）

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住所  
 氏名  
 (法人にあっては名称)  
 及び代表者氏名  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の 範囲	事業の区分	
	一般廃棄物の種類	
事業所及び事業場の所在地	事業所	電話番号
	事業場	電話番号
事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量）		
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
※ 事務処理欄		

既に処理業の許可(他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。)を有している場合にあってはその許可番号	都道府県・市町村名	許可番号

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）</li> <li>3 申請者が2に掲げる施設の所有権の有すること（申請者が所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類</li> <li>4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</li> <li>5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li> <li>6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類</li> <li>7 一般廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類</li> <li>8 施設に使用する機器の知識及び技能を有する書類</li> </ol>
----------	--

- 8 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類
  - 9 的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類
  - 10 従事者名簿
  - 11 その他市長が必要と認める書類
- 注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち2、3、4及び5は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

備考

※の欄は、記入しないこと。

※ 手数料欄

一部改正〔令和元年規則19号・3年61号〕  
様式第3号(第2条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所  
氏 名

(法人にあつては名称  
及び代表者氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物  
収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、  
物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、  
次のとおり申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業、 処分業の区分	
一般廃棄物の 種 類	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	

<p>変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には埋立地の面積及び埋立容量）</p>	
<p>変更に係る事業の用に供する施設の処理方式構造及び設備の概要</p>	

※ 事務処理欄



添付書類  
及び図面

- 1 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。
  - (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
  - (2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
  - (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を利用する権限を有すること）を証する書類
  - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
  - (7) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類
  - (8) 的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類
  - (9) 従事者名簿
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。
  - (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
  - (2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）
  - (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類
  - (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
  - (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
  - (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
  - (8) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類
  - (9) 的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類
  - (10) 従事者名簿

添付書類 及び図面	<p>(11) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(注) 一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請の場合は、上記の書類及び図面のうち(2)、(3)、(4)及び(5)は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p> <p>(注) 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合は、上記の書類及び図面のうち(2)、(3)、(4)及び(5)は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>
備考	<p>※の欄は、記入しないこと。</p>
※手数料	

一部改正〔令和元年規則19号・3年61号〕  
様式第4号(第3条関係)

許可番号 _____	
一般廃棄物収集運搬業許可証	
<p>住所</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあっては名称) 及び代表者の氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">山形市長 印</p> <p>許可の年月日 年 月 日</p> <p>許可の有効期限 年 月 日</p>	<p>1 事業の範囲</p> <p>2 許可の条件</p> <p>(1) 収集運搬後に発生した廃棄物は、市の管理する施設、一般廃棄物処理計画で指定する処理施設又は市の許可を受けた場所に運搬し処理すること。</p> <p>(2) 廃棄物の収集運搬に係る施設及び器材は法施行規則第2条の2に定める許可の技術上の基準に常に適合させるとともに、毎日作業終了後洗浄するなどし、他に迷惑を及ぼさないようにすること。</p> <p>(3) 許可業者は、市長が定める廃棄物の処理に関する規則及び指導要綱等を遵守すること。</p> <p>(4) 許可業者は、許可に係る権利を他に譲渡し又は他に代行させないこと。</p> <p>(5) 本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があった場合は、許可を取り消し又は業務の停止を命ずることがある。</p> <p>3 許可の更新、変更の状況</p>

様式第5号(第3条関係)

許可番号

一般廃棄物処分業許可証

住所	1 事業の範囲 事業の区分 一般廃棄物の種類
氏名  (法人にあつては名称) 及び代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 第7条の2第1項の許可を受けた 者であることを証する。	2 許可の条件 (1) 処分後に発生した廃棄物は、市の管理する施設、一般廃棄物処理計画で指定する処理施設又は市の許可を受けた場所に運搬し処理すること。 (2) 廃棄物の処分に係る施設及び器材は、法施行規則第2条の4に定める許可の技術上の基準に常に適合させるとともに、毎日作業終了後洗浄するなどし、他に迷惑を及ぼさないようにすること。 (3) 許可業者は、市長が定める廃棄物の処理に関する規則及び指導要綱等を遵守すること。 (4) 許可業者は、許可に係る権利を他に譲渡し又は他に代行させないこと。 (5) 本条件に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為があつた場合は、許可を取り消し又は業務の停止を命ずることがある。
山形市長 印	3 許可の更新、変更の状況
許可の年月日 年 月 日	
許可の有効期限 年 月 日	

様式第6号(第4条関係)

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあつては名称)  
及び代表者氏名  
電話番号

一般廃棄物処理業の許可証を紛失(毀損)したので、山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則第4条第1項の規定により、再交付を受けたく申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
事業の範囲			
再交付申請の理由			

添付書類：毀損による場合にあつては、毀損した許可証

一部改正[令和3年規則61号]  
様式第7号(第5条関係)

変更  
一般廃棄物処理業 届出書  
廃止

年 月 日

(宛先) 山形市長

届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称)  
及び代表者の氏名  
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止(変更)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により届け出ます。

廃止した事業の内容 内容及び廃止年月日		
変更した事項の内容	新	旧
廃止・変更の理由		

添付書類：市長が必要と認める書類

山形市指令 第 号

事 業 停 止 命 令 書

住 所

氏 名

(法人にあっては名称)  
及び代表者の氏名

年 月 日付け許可番号第 号で許可した一般廃棄物処理業については、  
の規定に基づき、次のとおりその事業の停止を命ずる。

なお、この決定（以下「処分」という。）に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形市を被告（山形市長が被告の代表者となる。）として提起することができる。

年 月 日

山形市長 印

1 停止を命ずる理由

2 停止を命ずる事業の範囲

3 停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで

山形市指令 第 号

許 可 取 消 通 知 書

住 所

氏 名

(法人にあっては名称)  
及び代表者の氏名

年 月 日付け許可番号第 号で許可した一般廃棄物処理業については、  
の規定に基づき、次のとおりその許可を取り消す。

なお、この決定（以下「処分」という。）に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形市を被告（山形市長が被告の代表者となる。）として提起することができる。

年 月 日

山形市長 印

- 1 許可を取り消す理由
- 2 許可を取り消す事業の範囲

一般廃棄物処理業務実績報告書

年 月 日

(宛先) 山形市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる  
事業所の所在地及び代表者の氏名)

年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

契約者数		件	稼働 延台数			台			車両 保有台数			台
廃棄物の種類		収集量	処 分 量									備 考
			山形市の施設 (一般廃棄物処理計画で指 定する処理施設を含む。)						その他の施設			
			焼却	埋立	その他	焼却	埋立	その他				
一般 廃棄物	可燃	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
	不燃	kg										
		kg										
		kg										
し 尿	生し尿	kg										
	浄化槽汚泥	kg										

(注) 翌月の5日までに提出してください。





計										

別紙2 処 分 実 績

1 ごみ処理施設

(1) 焼却処理施設

区分 月	搬入量 トン	焼却量 トン	稼 動 状 況				焼 却 残 さ 量				ピ ッ ト 汚 水			
			焼日	却数	焼延時 時間	却べ間 時間	稼動率 パーセント	ダスト トン	焼却 灰 トン	計 トン	ト ン 当 り 残 さ 率 パー セント	汚水量 キロリットル	処 理 量 キロリットル	処 理 率 パーセント
計														
焼却残さ処分方法			施設 オー バー ホー ル・ 改修 等	内 容		期 間		各 種 試 験	内 容		実 施 機 関		期 日	
ピット汚水処理方法														

(注) 各種試験については、その結果の写しを添付すること。

(2) 破碎（圧縮）処理実績

区分 月	搬入量	処理量	稼 動 状 況			処 理 物				処理物搬入先		
			処 理 日 数	処 理 延 べ 時 間	稼 動 率	焼 却 施 設	埋 立 地	資 源 回 収 業 者	計	施設 オーバー ホール 等	内 容	期 間
	トン	トン	日	時間	パーセント	トン	トン	トン	トン			
計												

(3) 埋立処分実績

区 別 月	搬入量	埋立量 (A)	覆土量 (B)	計 (A)+(B)	器 材 稼 動 状 況		汚 水 処 理 施 設		残容量								
					日 数	延 べ 時 間	汚 水 量	稼 動 日 数	全容量 m <sup>3</sup> -	前年度までの埋立容量 m <sup>3</sup> -	埋立量 m <sup>3</sup> -	各種試験	内 容	実 施 機 関	期 日		
	トン	トン	トン	トン	日	時間	キロリットル	日									
計																	

(注) 各種試験については、その結果の写しを添付すること。  
2 し尿処理施設

区 分 月	搬 入 量	処 理 量	稼 動 状 況			残 さ 量				
			処理回数	処理延べ時間	稼 動 率	し さ	消化汚泥	余剰汚泥	計	
	キロリットル	キロリットル	日	時間	パーセント	トン	トン	トン	トン	
計										
残 量 処 分 方 法	し っ し		施設 オーバー ホール ・ 改 修 等	内 容 期 間		各 種 試 験	内 容 実 施 機 関 期 日			
	消 化 汚 泥									
	余 剰 汚 泥									

(注) 各種試験については、その結果の写しを添付すること。  
様式第12号(第13条関係)

(宛先) 山形市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

(電話番号 )

再生利用産業廃棄物処理業者指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)の規定による再生利用産業廃棄物収集運搬業者(処分業者)の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業場の名称

2 事業場の所在地及び電話番号

3 業の種類

4 事業の範囲

[1] 取り扱う産業廃棄物

ア 種類

イ 性状

ウ 有害物質の有無

[2] 排出者の氏名又は名称

5 再生利用の方法及び再生利用により得られる有用物

6 事業の用に供する施設

[1] 収集又は運搬の用に供する施設 別紙1のとおり

[2] 処分の用に供する施設 別紙2のとおり

7 事業開始予定年月日

添付書類

1 事業計画の概要を記載した書類

2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

4 申請者が個人の場合は、住民票の写し

5 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

6 産業廃棄物の取引関係を明らかにする書類

7 産業廃棄物の処分を業とする者の場合は、次に掲げる書類

[1] 再生利用により得られる有用物の性状、成分等を記載した書類

[2] 主な販売先の一覧表

[3] 処理後に生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類

8 業務経歴を記載した書類

9 従業員名簿

10 事務所及び事業場の案内図

11 事業の用に供する施設の写真

12 運搬車の自動車検査証の写し

13 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

収集又は運搬の用に供する施設

収集又は運搬する廃棄物	種 類			
	性 状			
	取 扱 量			
排出者	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
搬入先	氏 名 又 は 名 称			
	指 定 年 月 日 及 び 号			
収集又は運搬施設の	運搬車	名 称 及 び 型 式		
		積 載 量		
		台 数		
		特 殊 設 備		
	の運搬容器その他	種 類		
		容 量		
		数 量		
保 管 施 設	設 置 場 所			
	施設又は容器の構造			
	保 管 容 量			
	数 量			

## 処分の用に供する施設

産業廃棄物 処分する	種 類			
	性 状			
	取 扱 量			
排 出 者	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
再生利用に より得られ る有用物	名 称			
	製 造 量			
産業廃棄物 処分後に生ずる	種 類			
	性 状			
	発 生 量			
	有 害 物 質			
処 理 施 設	設 置 場 所			
	種 類			
	処 理 能 力			
	処 理 方 式			
	設 置 者			
	構造及び設備の概要			
保 管 施 設	設 置 場 所			
	施設又は容器の概要			
	保 管 容 量			
	数 量			

様式第13号(第13条関係)

再生利用産業廃棄物処理業者指定証

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号（第10条の3第2号）に規定する指定を受けた者であることを証します。

年 月 日

山形市長

印

1 業の種類

2 事業の範囲

3 再生利用の方法及び再生利用により得られる有用物

4 指定年月日

5 指定番号

6 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  
様式第14号(第13条関係) 年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

(電話番号 )

指定年月日

指定番号

再生利用産業廃棄物処理業者指定更新申請書

再生利用産業廃棄物処理業者の指定の更新を受けたいので、山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則第13条第4項の規定により申請します。  
様式第15号(第14条関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

(電話番号 )

再生利用産業廃棄物処理業範囲変更承認申請書

再生利用産業廃棄物処理業の範囲の変更の承認を受けたいので、山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 変更の内容
  - [1] 変更前
  - [2] 変更後
- 4 変更予定年月日
- 5 変更の理由

添付書類

次に掲げる書類のうち変更に係るもの

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 3 産業廃棄物の取引関係を明らかにする書類
- 4 産業廃棄物の処分を業とする者の場合は、次に掲げる書類
  - [1] 再生利用により得られる有用物の性状、成分等を記載した書類
  - [2] 主な販売先の一覧表
  - [3] 処理後に生じた産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 事業の用に供する施設の写真
- 6 運搬車の自動車検査証の写し
- 7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認

める書類

様式第16号(第15条関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
(電話番号 )

指 定 業 者 変 更 届 出 書

山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 指 定 年 月 日
- 2 指 定 番 号
- 3 変 更 の 内 容  
[1] 変 更 前  
[2] 変 更 後
- 4 変 更 年 月 日
- 5 変 更 の 理 由

添付書類

次に掲げる書類のうち変更に係るもの

- 1 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 届出者が個人の場合は、住民票の写し
- 4 届出者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 5 事務所及び事業場の案内図
- 6 事業の用に供する施設の写真
- 7 運搬車の自動車検査証の写し
- 8 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

様式第17号(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名  
(電話番号 )

再 生 利 用 産 業 廃 棄 物 処 理 業 廃 止 届 出 書

再生利用廃棄物処理業の全部を廃止したので、山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 指 定 年 月 日
- 2 指 定 番 号
- 3 廃 止 年 月 日
- 4 廃 止 の 理 由  
様式第18号(第17条、第19条関係)



年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

(電話番号 )

#### 指定証(許可証)再交付申請書

指定証(許可証)の再交付を受けたいので、山形市廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する規則第17条(第19条)第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 指定証(許可証)の種類
- 2 指定(許可)の年月日
- 3 指定番号等
- 4 申請の理由  
様式第19号(第20条関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

#### 一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書

産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
- 3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 4 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力  
(最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられているものを除く。)の面積及び残余の埋立容量)
- 6 産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件
- 7 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み
- 8 一般廃棄物の処理開始予定年月日

#### 添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設に係る設置又は変更許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次のいずれかの書類
  - ① 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分量の許可証の写し
  - ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類
  - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
  - ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し  
様式第20号(第20条関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更  
(廃止)届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
- 3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 4 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出の年月日
- 6 変更(廃止)の年月日
- 7 変更の内容又は廃止の理由

添付書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により交

付された受理書  
様式第21号(第21条関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
電話番号

産業廃棄物処理状況報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により求めのあった廃棄物の処理状況について、次のとおり報告します。

事業場の所在地		電話番号		発生施設									
発生		委託処理		自家処理									
産業廃棄物種類	廃物の発生量	委託者又は受託者氏名	の委託名	運搬・処分別の委託量	運搬先	運搬量	中間処理			埋立処分		処理施設の状況	
							処理場	分所	処分方法	処理場	分所	処理量	施設の種類
	トン			トン		トン			トン		トン		
備考													

(注) 事業場の所在地及び発生施設ごとに別葉とすること。